

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和2年4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料の月額が16,540円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができるほか、クレジットカードによる納付や口座振替もあります。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除・納付猶予の申請手続きをお願いします。

国民年金保険料免除・納付猶予制度について

国民年金保険料が納め忘れの状態、万一、事故による障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、未納のままにしないで、国民年金保険料免除・納付猶予制度の手続きを行ってください。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が相当額程度まで下がった場合は、臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料の免除申請・学生納付特例申請が可能です。

※対象となる期間及び手続きに必要なものなどについてはお問い合わせください。

第1号被保険者の免除制度

所得が少なく本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合や失業した場合など、保険料を納めることが経済的に困難な場合は、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。

免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

学生納付特例制度

20歳以上の学生が申請し承認されると、保険料の納付が卒業まで猶予される制度です。学生納付特例を受けるには、大学や短大専修学校など各種学校に在学し、学生本人の前年の所得が一定額以下であることが条件です。

納付猶予制度

50歳未満の第1号被保険者が申請し承認されると、保険料の納付が猶予される制度です。納付猶予を受けるには、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下であることが条件です。

申請手続きに必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ・印鑑
- ・学生納付特例の申請については、在学証明書または学生証
- ・失業などを理由にする場合は「雇用保険受給資格証」や「離職票」など

令和2年度分の免除申請の受け付けは7月1日から開始され、令和2年7月分から令和3年6月分までの期間を対象として審査を行います。

なお、申請日より原則2年1か月前まで遡って免除申請をすることができるので、複数年度の申請を希望される場合は、年度毎の申請書の提出が必要です。

問合せ 税務住民課住民生活グループ（総合庁舎） ☎ 2940
住民サービス課住民サービスグループ（総合支所） ☎ 2411